

鈴木さん と 佐藤くん の

# 安心車検!

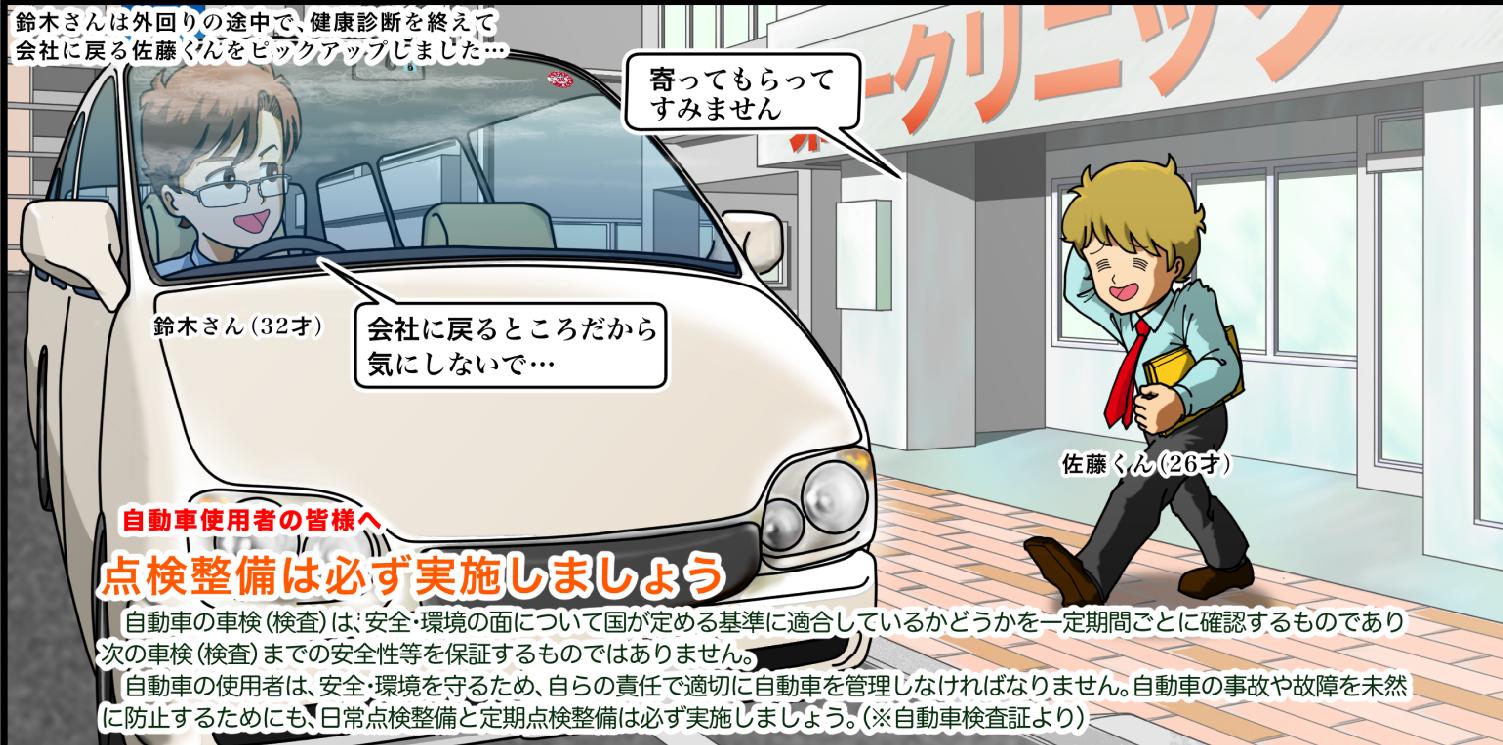
ちつと!

## 知って納得!

— 点検(分解整備)記録簿編 —

エピソード 4

鈴木さんは外回りの途中で、健康診断を終えて会社に戻る佐藤くんをピックアップじました…

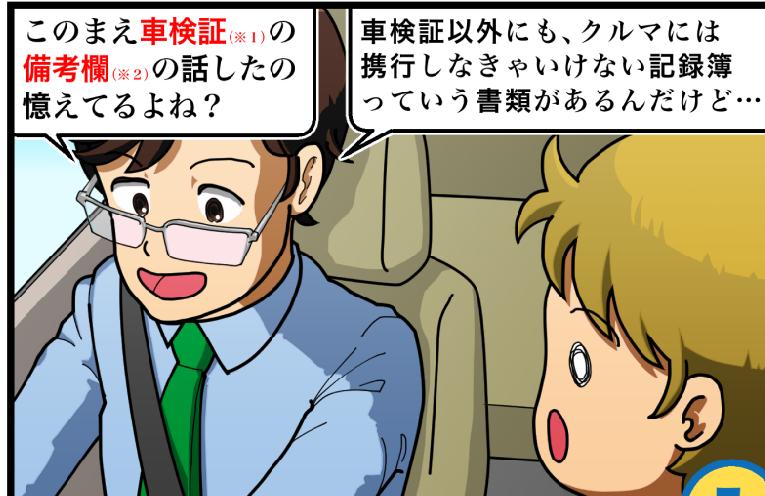


自動車使用者の皆様へ

### 点検整備は必ず実施しましょう

自動車の車検(検査)は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の車検(検査)までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るために、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。(※自動車検査証より)



※(1)車検証: 正しくは“自動車検査証”ですが、ここでは一般的に使用されている“車検証”としています。

※(2)備考欄: P4の「自動車検査証(車検証)備考欄」への記載をご覧下さい(詳しくはエピソード3を見てね!)。

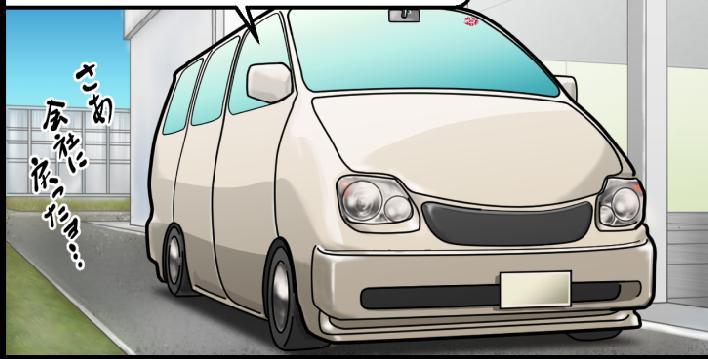
以前のエピソードは次のWebサイトでご覧になれます。<http://www.jaspa.or.jp>



健康診断を受けていないと  
病気の予防もできないですねえ…



いつも言ってる  
「点検・整備付き車検 4つの安心」の  
ひとつが“点検整備記録簿”なんだよね



## 1 ▶プロにおまかせ! 次回の定期点検までの安全をキープ

国家資格を持つプロの整備士が、ブレーキなどの分解を含む56項目（自家用乗用車）の2年定期点検を行い、必要な整備や安心のための予防整備を提案します。



ボクたちに  
おまかせください!

## 2 ▶安心の目印! 点検整備済ステッカー

定期点検整備を実施したクルマには、クルマの前面ガラスの助手席上方に「点検整備済みステッカー」を貼ります。定期点検整備を確実に実施したことを示すもので、数字は次回の定期点検整備の期日を示しています。



プロの整備の  
証だね!

## 運輸局認証(指定)工場 点検・整備付き車検 4つの安心

## 3 ▶万一の時にも安心対応! 整備保証



定期点検整備を実施した箇所で  
その後、点検・整備作業が原因で  
不具合が生じた場合には、無償で再整備を行います。  
保証期間は定期点検整備を完了  
した日から6ヶ月または走行距離  
1万kmのいずれかに達するま  
でとなります。  
(一部工場及び一部の自動車は除かれます。)

## 4 ▶ひと目でわかる! 点検整備(分解整備)記録簿



これはいわば、クルマのカルテ。  
エンジンやブレーキをはじめ、  
さまざまな箇所の点検・整備の  
内容が記録されています。

自家用乗用車の  
点検整備(分解整備) 記録簿

クルマも人間も  
健康は日頃の点検整備の  
積み重ねなんですね。



そ、そのとおりだね。

ボクもおまかせ  
記録簿ほんま!

あっ！クルマの  
点検・整備付き車検は  
どこで受けられるん  
でしたっけ？



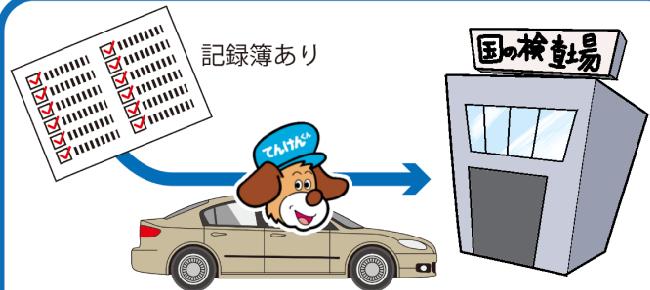
# 認証(指定)工場と代行車検の違いは?

認証(指定)工場は安心の点検・整備付き車検

## 認証(指定)工場の点検・整備付き車検



お客様に代わって国家資格を取得した整備のプロがブレーキなどの分解整備を含めた2年定期点検・整備を実施します。安心できる点検・整備の実施。



認証(指定)工場が車検の更新手続きをします。  
2年定期点検整備が完了したクルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。  
※指定工場は、自社で完成検査を実施します。

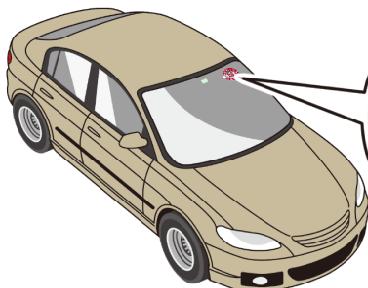
## 自動車検査証(車検証)備考欄への記載

### ○認証工場の場合

受検種別:持込検査車  
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり  
受検形態:認証整備工場

### ○指定工場の場合

受検種別:指定整備車  
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載あり  
受検形態:指定整備工場

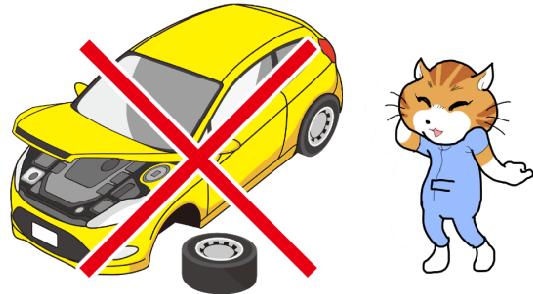


プロによる点検・整備で安全・安心!  
しかも整備保証付きです。  
(一部工場及び一部の自動車は除かれます。)  
(自家用乗用車: 6カ月または1万km)

1

点検・整備

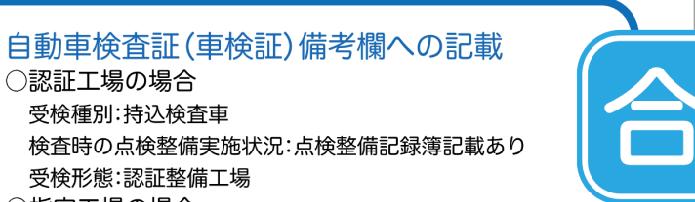
## 車検手続きのみの代行業者



代行業者はブレーキなどの分解整備ができません。  
※「認証」を取得していない事業者が分解整備を行なうことは法律で禁止されています。

2

車検(検査)



代行業者が車検の更新手続きをします。  
クルマを国の検査場に持ち込み継続検査(車検)を受けます。

再検査

**不合格** 代行業者では整備できない部位もあります。  
不合格箇所を整備した後再検査

合格

自動車検査証(車検証)備考欄への記載  
受検種別:持込検査車  
検査時の点検整備実施状況:点検整備記録簿記載なし  
受検形態:その他  
(使用者以外の者により受検が代行された場合)

3

車検後のカーライフ



検査に合格していても検査場ではブレーキなどの分解検査は行いません。  
あくまで「検査を受けた時点」でのテスター等による機能検査のみです。  
その後、クルマの安全性には不安が残ります。

4

※自動車の保守管理責任は、ユーザー自身にあり、日常点検と定期点検の実施が義務づけられています。

あなたの大切なおクルマと、ご家族の安全を守るためにも、認証(指定)工場での点検・整備付き車検をおすすめします。

以前のエピソードはこちらのWebサイトでご覧になれます。

<http://www.jaspa.or.jp/>